

川原の環境を守るべき理由

つる詳子

(自然観察指導員熊本県連絡会 会長、不知火海・球磨川流域圏学会 事務局長)

7月14日から熊本市では第2回グローバル・ネイチャー・ポジティブ・サミット2026が開催されます。これは、2030年までに生物多様性の喪失を阻止・逆転させるために、民間セクターや地方政府が取るべき行動を、ビジネス、金融、ガバナンスの分野で、世界中の関係者が集まり、私たちがネイチャーポジティブな未来へと力強い航路を描けること示すためのものです。今、私たちの暮らしの在り方を方向転換させなくては、私たちの未来はないことは、もう世界の共通認識になっています。

そういう時代にあって、長崎県が50年以上も前の計画を見直すことなく、今から自然や人の暮らしを暗転させるダム建設に着手することは、本当に正しい選択なのか考えるべき局面に来ていると思います。

1. ダムができる度に流域の経済基盤である自然を失ってきた球磨川流域に学ぶべき



熊本県南部を流れる球磨川は、日本三大急流の名に恥じない急流で、尺鮎を始めとする多種多様な魚種が地域の経済を支えていました。春の遡上機になると稚鮎が川を真っ黒に染めるようにして遡上し、ウナギも踏まずには対岸に渡れないというほどにいたと言います。小学生でも、これらを捕獲して売り、小遣いにしたり、学用品を買ったりしていたと言います。

また急流であったにもかかわらずホタルの名所で、川の20kmほどをホタルが乱舞し、季節にはホタル列車が走ったり、川舟が出されたりしました。今思えばどれほどの経済効果でしょう？

これらが、急速に失われたのは1950年代に本流に3つのダムが建設されてからです。ダム建設と共に川の護岸もコンクリート化されて行きました。特に移動性のアユやウナギ、ヨシノボリ、川ガニ等は激

減。汽水性の生物種やきれいな水を好む生物種も住めない川になってしまいました。

ダム建設によって、水害に遭っていた地域が安全に暮らせるようになったのなら、ダムの効果もあったと言えます。しかし、事実は逆で、大雨の度に洪水が起こるようになり、川沿いに住む人は嵩上げを強いられ、堤防は高くなっていきました。それでも水害が減ることはありませんでした。特にダムの放流は高い位置から放水されるために、流速も早くなり、それまでは各家庭はゆっくり洪水対策をする時間があつたのに、ダム建設後は逃げるのが精一杯になりました。以前は大雨による恵みはあっても、失うものは何もなかったのが、全く逆になりました。これが、流域がダム建設に反対する理由です。被災者程その思いは強いです。球磨川の自然も全く失われて行きました。

ところが、事業者は、もっと大きなダムが必要だと、川辺川ダム建設を計画したのです。

ダムは、着工までは水没予定地の人々を苦しめますが、建設後は流域の人々や自然に永遠にダメージを与え続けます。

2. かけがえのない川原の自然

(1) ホタル

川原のホタルの保全に対して、事業者は移植による保全を試みていますが、川原のホタルを守るということは、どこかでホタルが生息を続け、そのライフサイクルを完結できればいいというものではありません。ましてや、毎年カワニナを投入する必要があるのであれば、全く意味がありません。

川原のホタルは、田園風景の中流れる石木川を覆いつくすように乱舞する無数のホタルと景観のセットです。それを他所に移して、そこでかろうじてホタルが生きていても、何の意味もありません。もし、そこが乱舞するまでホタルが生息できる場所であれば、今までもそこはホタルの乱舞する場所になっていたはずですが、そうになってないのは、現在の移植先がそういう場所ではないからです。

(2) 猛禽類

川原の事業区域には、オオタカ、ハイタカ、フクロウ、アオバズク、ミサゴ、サシバの6種類の猛禽類が確認されています。多くは半径2kmの円程の行動範囲を必要とします。あの小さな事業範囲にこれだけの猛禽類が共存できるというのは、その生息に必要な餌狩場や営巣できる大木がある森があるということです。生態系の頂点にいる猛禽類がいるということは、その範囲の生態系の豊かさを証明するものです。森を狩場とする猛禽類や開けた場を狩場とする猛禽類が生息しているというのは川原には豊かな生物多様性がある森や田畑がセットで守られていることの証明です。

事業者は、同様の環境は事業区域外にもあると説明しますが、そのような場所があるということは、そこにはすでに先住者がいるということです。事業者の対策は、川原の猛禽類の生存を保証するものではなく、消滅を前提としているというものにすぎません。



(3) 驚く川原の多様性

川辺川ダム事業と石木川ダム事業のアセス報告書に見る生物相の比較									
	川辺川ダム事業			石木ダム事業					
流路延長	67km			4.6km (川辺川の1/14)					
流域面積	533km ²			11.8km ² (2.21%)					
ダム集水面積	470km ²			9.3km ² (2.21%)					
事業範囲面積	不明			不明					
湛水面積	391ha			34ha (8.69%)					
	科	種	重要な種	科	種	長崎県内	重要な種	措置が必要な種	
陸上植物	179	1,795	177	154	938		56	9	
哺乳類	15	34	14	9	21	5	3	0	
鳥類	50	168	47	39	142	38	32	0	
爬虫類・両生類	16	29	13	5	22	7	6	0	
魚類	12	35	8	12	35	9	3	0	
底生動物	154	551	41	156	291		10	3	
陸上昆虫	448	5,370	98	33	124		28	4	

川辺川ダムの2%ぐらいしかない石木ダムの事業範囲に驚くような多種多様な生物相が...

環境保全措置の発注が必要な種

石木川の狭い範囲にこんなに豊かな生物相が存在しているかが分かる

石木川と石木ダム事業の規模を川辺川及び川辺川ダムのどれと比べると、川の長さは1/14、流域面積は約2.2%、ダムの湛水面積も約2.2%、湛水面積は約8.7%しかありません。どちらもアセスの対象とした事業範囲は不明ですが、川辺川と比べると石木川及び流域はとても小さなことが分かります。

しかし、その中に上図にいるような多種多様な生き物が確認できていることは驚くべきことです。特に爬虫類、魚類、底生成物の種の多さは目を見張ります。川辺川の事業区域で確認できる種数の半分ほどがこの狭い範囲で確認できています。

事業者は重要な種がいることは確認しながらも、措置が必要な種を限定して、対策をとっていますが、取用な種も措置が必要な種も、それ単独で生息が可能なわけではありません。他の多くの種との関係性がある、初めてこれらの種の存続も可能なのです。それらの保全なくしては、重要な種も守れないし、必要な措置には、他の生き物の存続の補償も必要なものです。

また、その自然の重要性は、希少な種がいるかいないかではなく、どこにでもいるカエルやホタル、トンボ、チョウなどが普通に見られることです。そういう普通の自然や生き物が消えつつあることが、今地球が抱える問題の根底にあります。今、トノサマガエルやメダカなど、普通の

種が消えゆく時代にあって、時代錯誤の考えで実施されたアセスを根拠に、自然の改変を許容するのは改めるべきです。

また、川原の自然の重要性は、この多様性がある自然が特別地域の如く保全されてきたのではなく、人々の普通の暮らしと共にあることです。多分、昔は全国どこでも見られたのかもしれませんが、今では本当に貴重な場所となっています。地域外の人々が、ここを訪問して、故郷のような郷愁を感じるのも、失われた日本の自然をそこに感じるからだと思います。

長崎県にはここを守る責任があり、50年前の価値観で、ここを破壊する行為は許されるものではありません。

4. 世界は自然の価値に気づき、人類の生存のため政策の方向転換をしている。

(1) 自然に法人格を与える法律、世界で進む

2017年にニュージーランドで、ワンヌガイ川に法人格を与える法律が制定されて以来、世界では自然の権利の立法化が進んでいます。石木ダム計画や川辺川ダム計画等50～60年前のダム計画などが強引に進められている日本は世界にますます遅れをとっています。先進国に相応しい政策の転換が日本にも求められています。主なものを紹介すると、

①テ・アワ・トゥプア（ワンガヌイ川請求解決）法（ニュージーランド）

2017年に制定。先住民マオリの信仰に基づき、ワンガヌイ川に独立した法的人格（人権と権利・義務）を付与しました。人間が川を傷つけた場合、川自身の権利として訴訟を起こすことが可能です。

②自然の権利（エクアドル憲法）

2008年に世界で初めて自然そのものに権利（パチャママ：母なる自然）を認める憲法改正が行われ、自然を保護する法的根拠としている。

③マール・メノール法（スペイン）

2022年、ヨーロッパで初めて、特定の生態系（ムルシア州の塩湖およびその流域）に「法的人格」を付与した画期的な法律であり、この自然環境自体が保護や回復を求める権利主体として認められた。

④タラナキ山法案（ニュージーランド）

2025年、ニュージーランド議会でタラナキ山に「法的人格」を付与する法案が可決されました。山自体が法的権利を持ち、人間と同様に扱われる画期的な法整備です。

⑤マラニョン川訴訟（ペルー）

ペルーの先住民コミュニティが、石油汚染からマラニョン川を守るために川の「法的人格」を求めて立ち上がり、保護のための訴訟が進められている。

(2) EUの“自然再生規則”策定

EU欧州理事会は、2024年6月17日、「自然回復規則」を採択。自然再生規則を2030年までにEUの陸域および海域の少なくとも20%、そして最終的には2050年までに回復を必要とするすべての生態系を対象した措置を求めています。

EU加盟国は、2026年9月までに、目標の達成方法を示した「国家自然再生計画」を欧州委員会に提出することが求められています。

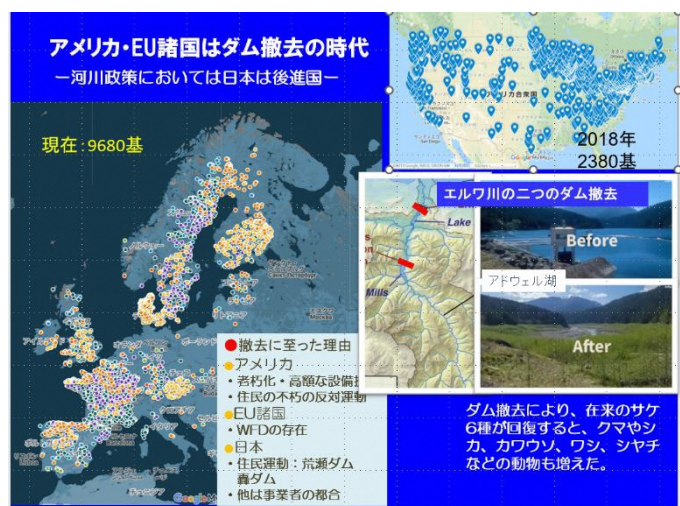
「自然回復規則」は、この種の法律としては初めて大陸規模で制定された包括的なものです。これは EU 生物多様性戦略の重要な要素であり、劣化した生態系、特に炭素の吸収・貯留や自然災害の影響の防止・軽減において最も大きな可能性を秘めた生態系を回復するための、法的拘束力のある目標を定めています。

湿地、河川、森林、草原、海洋生態系、そしてそこに生息する生物を回復させることは、生物多様性の増進に寄与し、水や空気の浄化、作物の受粉、洪水からの保護など、自然がもたらす無償の恩恵の確保につながり、自然災害の防止や食料安全保障へのリスク低減を通じた、欧州のレジリエンス（回復力）と戦略的自律性を強化するという認識が共有されています。

本規則は、EU の陸域および海域における自然の長期的な回復に向けた包括的な回復目標と、特定の生息地や種に対する法的拘束力のある回復目標とを組み合わせたもので、その措置は、2030 年までに EU の陸域および海域の少なくとも 20%、そして最終的には 2050 年までに回復を必要とするすべての生態系を対象としています。

目標も具体的に示され、生物多様性に富む生息地を大規模に改善・再構築し、生息地の改善・拡大を通じて種の個体群を回復させるための具体的目標が示されています。例えば、河川については、地表水の連結を妨げる障壁を特定・除去し、2030 年までに少なくとも 25,000km の河川を自由流の状態に回復させるなど河川の連続性の回復について数値目標を掲げ、参加国に対し、具体的な対策を講じることを求めています。

今、EU 参加国では、9000 基を超える河川横断構造物が撤去されていますが、この流れは加速されていくものと思われます。



5. 50 年前の価値観で計画された石木ダム計画は再考すべき。

現在の日本や世界の流れを考えると、もう 50 年前の価値観と需要予測に従った計画を推進することが妥当なのか答えはもう明らかです。

石木ダム建設のためには、知事権限による行政代執行が必要です。日本中から非難されるそんな状況を知事は作るのではなく、日本を牽引していく判断を期待しています。